



6月1日～31日まで

不正改造車排除強化月間

「車がかっこよく見せたい!」「他の車よりも目立たせたい!」と思って、車両を改造していませんか?

以下のような**不正改造**は**道路交通法**や**道路運送車両法違反**になります。

基準不適合マフラーの装着・消音器の取り外し

基準不適合マフラーの装着やマフラーの切断・取り外しは、排気騒音が増大し、沿道住民の生活環境を脅かし、騒音公害の原因に繋がります。



タイヤ及びホイールの車体（フェンダー）外へのはみ出し

適切なタイヤやホイールを使用しなければ、車体に接触したり、ブレーキ構造などと干渉します。また、車体から突出することもあり、歩行者等に危害を及ぼすおそれがあり、大変危険です。



不正改造の例

運転者席・助手席の窓ガラスへの着色フィルム等の貼付け

(貼付状態で可視光線透過率70%未満)

運転者席及び助手席の窓ガラスに濃い色の着色フィルムを貼ることにより、周囲の状況が確認しにくくなり、大変危険です。



※フロントガラスも同様です。

灯火類の色の変更

クリアレンズ等不適切な灯火器及び回転灯等の取り付け
制動灯、方向指示器等はそれぞれ灯光の色が定められており、その他の色を使用することは誤認を与え、他の交通を阻害し、事故を誘発するおそれがあり、大変危険です。



※色の判断については、点灯状態を見て判断します。

その他には・・・

速度抑制装置(スピードリミッター)の解除・取り外し

基準外ウイングの取り付け

前面ガラス等への装飾板の装着

ディーゼル自動車排出する黒煙

などがあります。

不正改造を実施した者

6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金

不正改造車の運転者

▶制動装置等	普通車	2点	9,000円
尾灯等	普通車	1点	7,000円

NO!不正改造

不正改造は犯罪です!



ツイッターを運用しています。フォローお願いします!【石川県警察交通安全情報@IP_koutuu_anzen】



【いぬわし君の交通安全Journal】

◇毎月1日、15日(土・日・祝の場合、翌平日)に新情報を配信します。

◇県警のウェブサイトにも掲載しています。

www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/

【交通安全ほっとストーリー】

投稿フォームはこちら

www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/inquiry/inquiry09/

